平成２６年（ワ）第２９２５６号　損害賠償請求事件
平成２７年（ワ）第２５４５９号　損害賠償請求反訴事件
原　　告（反訴被告）阿　部　宣　男
被　　告（反訴原告）松　崎　　　参

準　備　書　面　(11)

２０１６（平成２８）年6月8日

東京地方裁判所民事第３７部合Ａ係　御中

本訴被告（反訴原告）訴訟代理人
弁護士　阿　　部　　哲　　二
弁護士　湯　　山　　花　　苗
弁護士　平　　松　　真　二　郎

原告準備書面(6)に対する反論

第１　ナノ銀にかかる表現行為の真実性の対象について

１　名誉棄損において，適示された事実が，公共の利害に関する事実であること，専ら公益目的でなされたこと，適示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が立証されたとき，違法性を欠くものとして，当該表現行為は不法行為を構成しないとされている（最高裁昭和５８年１０月２０日判決）。

すなわち，適示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が要求されていることからすれば，いわゆる真実性の証明の対象は，適示された事実あるいは表現の前提としている事実であり，本件においては，被告は「『ナノ純銀による放射線低減効果』

が認められないからこそ，原告の言説を『インチキ科学』，『似非科学』として表現してきた」ところであって，適示した事実あるいは前提となる事実は「ナノ純銀による放射線低減効果は認められないこと」であるから，真実性の証明の対象も「ナノ純銀による放射線低減効果が認められないこと」と解される。

2　原告は，「ナノ純銀を用いることによって，様々な実験で放射線低減効果が明らかになっている」ことそのものが真実であると主張し，原告が行った実験結果が虚偽だと証明できない限り，真実性の証明とはならないと主張する。

これは，原告の主張する「『ナノ純銀を用いることによって，様々な実験で放射線低減効果が明らかになっている』ことそのものが真実」とは科学的に証明されていない事実を「真実」と設定して，その言説の唯一の根拠である「原告の実験結果を虚偽」と証明することを要求しようとするもののようである。

まず，「ナノ純銀による放射線低減効果がある」と科学的に認められるためには，原告以外の第三者によって原告が行った実験をそのまま再現した際に「ナノ純銀による放射線低減効果」が確認されなければならない。そもそも原告は「ナノ純銀による放射線低減効果が明らかになっている」という科学的に真実でない言説を「真実」であるとして，真実性の証明の対象を考えているようであるが，そのような解釈自体，上記最高裁判決の解釈ともかけ離れた独自の主張であって失当というほかない。

3　なお，「ナノ純銀による放射線低減効果」なるものは，非科学的な言説であって，ナノ銀という化学物質によって放射線の低減されることは，物理と化学の基本的な原則からしてありえないことは，物理化学の専門家である小波秀雄京都女子大学教授の意見書でも裏付けられているところである。

被告は，原告が行った実験結果によって，ナノ純銀に放射線低減効果が存することは科学的に証明されているものではないこと及び原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこととして，原告による各実験についてその手法等が科学的知見に基づく批判に耐え得るものではないことを指摘したところである（被告準備書面(2)15 頁以下）。

すなわち，「ナノ純銀による放射線低減効果が認められない」のであって，原告が行った実験結果によっても「ナノ純銀による放射線低減効果」が存することは示されておらず，そのような実験結果は「ナノ純銀による放射線低減効果が明ら

か」にするものではない。

第2　乙18号証の信頼性について

1　原告の主張について

原告は「原研の測定方法等の問題点」（準備書面(6)第2の2）として，

① 初期値測定の不存在

② 測定器等の明記がないこと

③ 第2回目試験のＡ土壌の結果分析から見た問題点

④ 「ゼオライト混入」土壌問題

をあげ，原研が行った試験結果について信ぴょう性がないと主張する。

2　原告の指摘は当たらないこと

(1) 初期値測定の不存在について

原告の言う初期値は，いつどの段階で測定すべきと主張するのか明らかではないが，乙第 18 号証で示されている原研による検証試験においては，測定試料と比較検討用の試料が準備されている。原告の言う初期値が「ナノ純銀担持コラーゲン溶液を噴霧」しない状態での測定値であれば比較検討用試料エによって代替されるものであり，初期値測定の不存在が検証試験の信頼性に影響を与えるものではありえない。

また，原告の言う初期値が「ナノ純銀担持コラーゲン溶液を噴霧」した直後の測定値であるとしても，検証試験は２０１２年3月１５日午前9時３０分にホタル館において，測定用試料及び比較検討用試料計６個を準備したうえで，同日午後6時３０分に東京都市大学で測定を行うことで準備が進められたものであり，試料の準備と測定との間に生じるタイムラグは9時間であって，原告が主張するナノ純銀による低減実験の結果（甲１８）によれば，４０日を超える長期間にわたって効果が継続するものであるから，試料作製直後の数時間のタイムラグが低減効果の存否の判断に影響を与えるものではないはずである。

すなわち，甲第１８号証の実験結果が，ナノ純銀による放射能低減効果が裏付けられるものなのであれば，検証試験に際して，試料準備直後ではなく，数時間のタイムラグをおいて測定したとしてもナノ純銀による低減効果がなくなるものではなく，試料準備直後に測定していないことによって，検証試験の信

頼性に影響を与えるものとはならないはずである。

なお，試験自体の進め方については，原告と原研白鳥氏らとの間で協議の上手順を確定して行ったものであって，測定試料の準備と測定との間にタイムラグが生じることは，予定されていたところである。

仮に，初期値測定が重要であるというのであれば，原告において協議段階で試料準備直後の測定を求めることができたのであって，ナノ純銀による放射線低減効果が認められなかったことに対する難癖をつけているに過ぎない。

(2) 測定器等の明記がないこと

東京都市大学原子力研究所においてゲルマニウム半導体検出器によって測定を行っている。

測定器についても，試験の進め方自体の事前に原告と原研串田氏らとの間で手順を協議した結果，上記検出器によって測定することを前提として，そのために試料をＵ８と呼ばれる容器に入れ密閉するよう指示されていたところであって，原告本人は事前に試験内容を把握していたのであり，原告本人が測定に立ち会っていたところでもある。

測定方法等に，疑義があれば，その場で指摘することは可能であり，結果報告書に測定器の明記がないことあるいは測定時の写真がないことが，試験結果の信頼性に影響を与えるものではないことは明らかであり，原告による単なる難癖にすぎない。

なお，東京都市大学原子力研究所は，分析機器の校正，分析方法の評価など化学計測における測定値を決定するために必要な正確に値付けされた認証標準物質作成に当たっている日本分析化学会標準物質作成認定機関であって，同研究所に備え付けられた校正された分析機器によって測定されたものである。

(3) 第２回目試験のＡ土壌の結果分析から見た問題点

原告は，1.000 から 0.945 と数値が減少した点をとらえて，有意差であると主張するようである。

しかしながら，ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定に際しては，５％程度はばらつく（誤差が生じる）ものである。これは試料自体の均質性に由来して数値のばらつきが生じることもあり，そもそも，仮に試料が限りなく均質であったとしても，検出器部分と試料との距離，さらにはその間に遮

蔽効果を持つ物質が存するか等によって生じ得るものであり，ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定において誤差が生じることは避けられるものではない。

今回，乙第１８号証中のナノ銀利用除染資材による測定について（試験条件）において，前処理の方法としていずれも「④全体が均一になるようよくかき混ぜた後，汚染土壌をＵ８容器に装てんする」とされているのは，試料の均一性をできるだけ確保しようとしたからである。それでも，５％程度の誤差が生じることは避けられないものである。

したがって，原告は，ことさらに科学を装おうとするがために，ポアソン分布などを持ち出しているが，そもそも，計測された数値の誤差を無視した主張であって，「大きな変化は明瞭」ではなく，A試料が「大きな変化を示している」ものではなく，仲の放射線強度に影響を与える何らかの現象存在を前提にしなければ説明できない事象」等でもない。

(4)　ゼオライト混入土壌問題

まずもって，原告が何を言いたいのか意味不明である。

そもそも，第１回目の検証実験の試料はすべて原告が作成したものである。

第１回目の検証試験に際しても，試料の作成に際して前処理として，①汚染土壌を秤量する際に石等（約３㎜以上）を取り除き，さらに②土壌をトレイに広げて石等（約３㎜以上）を取り除いたうえで，③ナノ純銀担持コラーゲン溶液を汚染土壌に適量混ぜるよう指示されたうえで，原告において，①ないし③の処理をしたうえで，測定試料を作成している。

すなわち，第１回目の検証試験に際して，原告においてゼオライト混入のない検証試料を作成すべきであり，その作成は可能であった。

にもかかわらず，第１回目の試験後，原告から，第１回試験にもちいた汚染土壌にゼオライトが混入していたものを使用していたとの指摘があったため，原告の要望に従ってゼオライトが混入していない汚染土壌を使用した計測を行うことになったものである。

そこで，原研としては，原告から試験後に計測結果に対して疑義を挟まれることがないように，第２回目試験について，原告からの申し出があった通り，「前回試験では，ナノ銀による効果を低下させる恐れのあるゼオライトが混入

していた汚染土壌を使用していた」から「そのため，今回はゼオライト混入のない汚染土壌を使用することとした」と注記したうえで第２回試験を行ったところである。

したがって，第２回目の測定を行った際に，何故，「原研はゼオライト混入のない汚染土壌を使用するといいながら，結果としてゼオライト混入のある資料を使っていることになる」のか原告の主張は意味不明であるというほかない。

(5) 原研報告の信ぴょう性について

汚染土壌及び除染資材（ここではナノ純銀のこと）はいずれも原告において準備するものであって，その濃度を原研で知り得るものではない。

検証試験の方法については，原研が定めたものではなく，原告との協議を通じて決められたものであり，１５０ppm との記載は，原告から与えられた情報をもとに記載したものと推測されるところであり，この数値が製品として存在しないものであろうが，原告が誤った情報を原研に提供していたことを裏付けるものであって，なんら原研の計測結果に対する信頼性に影響を与えるものでもない。

(6) 小括

以上のとおり，原告による指摘は科学的に的外れであって，あるいは難癖をつけるものであるほか，計測された数値の信頼性を損なうものではなく，「ゲルマニウム測定装置を使用した放射能測定を行った結果，土壌に含まれるセシウムの低減効果は認められなかった」とする検証結果の信頼性を揺るがすものではない。

3　なお，「放射線量低減効果のある技術に対する原研の姿勢について」については認否の限りではない。

原研に対して，もんじゅを巡って原子力規制庁から厳しい勧告が出されていることと本件で問題となっている検証試験結果の信頼性との間には何らの論理的関係もない。

原告は，原研に対して文字通り「くそみそ」の主張を展開して独自の見解としているに過ぎない。

以　上